

# 外国人技能実習制度・ 特定技能制度等の動向 について

全国中小企業団体中央会 労働政策部

# 目次

1. 技能実習制度・特定技能制度の現状.....	P 2
2. 直近の改正事項.....	P11
3. 技能実習制度・特定技能制度をめぐる動き.....	P19
4. 技能実習制度等の問題点.....	P25

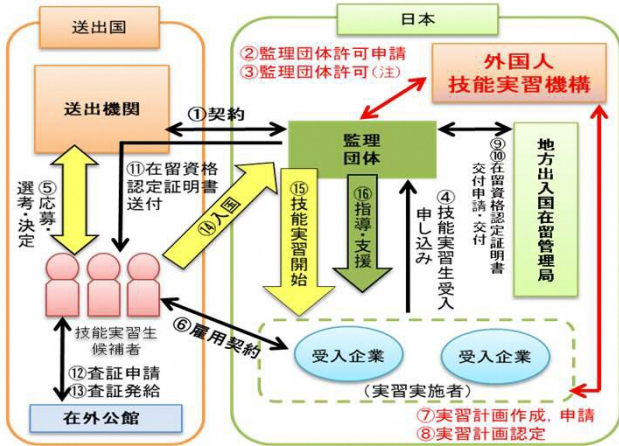
# 1. 技能実習制度・特定技能制度の現状

## 技能実習制度の仕組み (厚生労働省資料より)

- 技能実習制度は、国際貢献のため、開発途上国等の外国人を日本で一定期間（最長5年間）に限り受け入れ、OJTを通じて技能を移転する制度。（平成5年に制度創設）
- 技能実習生は、入国直後の講習期間以外は、雇用関係の下、労働関係法令等が適用されており、現在全国に約28万人在留している。  
※令和3年末時点

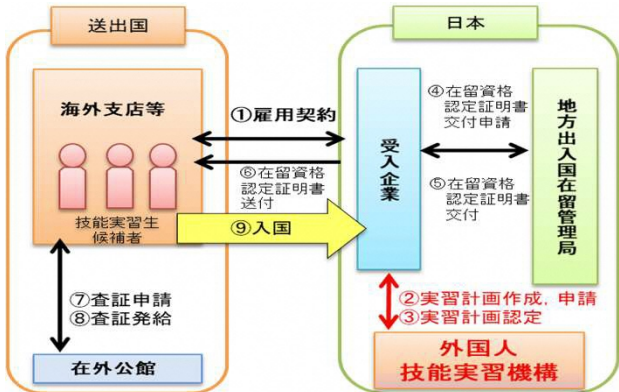
### 技能実習制度の受入れ機関別のタイプ

**【団体監理型】** 非営利の監理団体(事業協同組合、商工会等)が技能実習生を受入れ、傘下の企業等で技能実習を実施

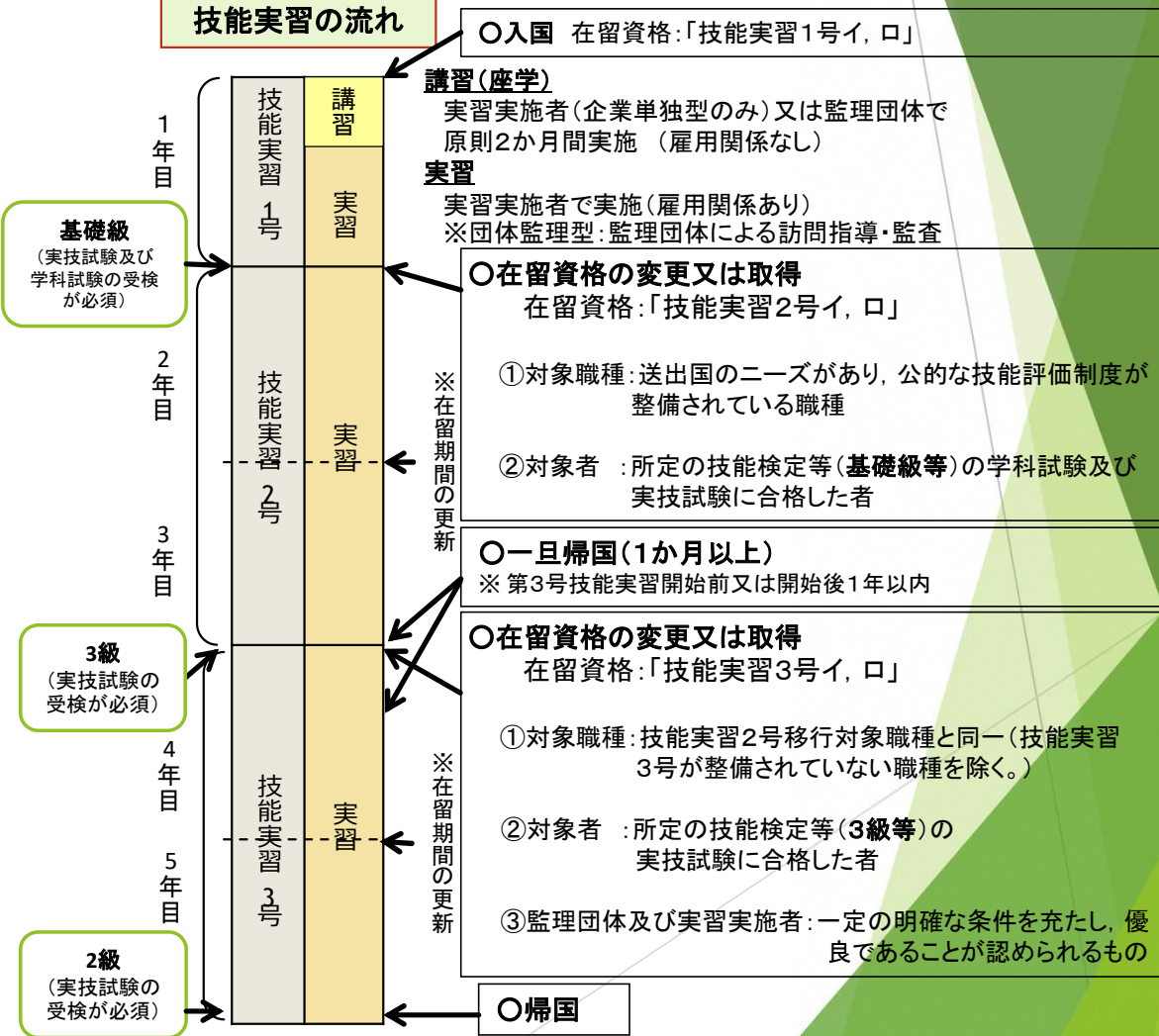


注: 外国人技能実習機構による調査を経て、主務大臣が団体を許可

**【企業単独型】** 日本の企業等が海外の現地法人、合併企業や取引先企業の職員を受け入れて技能実習を実施



### 技能実習の流れ



○入国 在留資格:「技能実習1号イ、ロ」

**講習(座学)**  
実習実施者(企業単独型のみ)又は監理団体で原則2か月間実施(雇用関係なし)

**実習**  
実習実施者で実施(雇用関係あり)  
※団体監理型: 監理団体による訪問指導・監査

○在留資格の変更又は取得  
在留資格:「技能実習2号イ、ロ」

- ①対象職種: 送出国のニーズがあり、公的な技能評価制度が整備されている職種
- ②対象者: 所定の技能検定等(基礎級等)の学科試験及び実技試験に合格した者

○一旦帰国(1か月以上)  
※ 第3号技能実習開始前又は開始後1年以内

○在留資格の変更又は取得  
在留資格:「技能実習3号イ、ロ」

- ①対象職種: 技能実習2号移行対象職種と同一(技能実習3号が整備されていない職種を除く。)
- ②対象者: 所定の技能検定等(3級等)の実技試験に合格した者
- ③監理団体及び実習実施者: 一定の明確な条件を充たし、優良であることが認められるもの

○帰国

## 1-1. 技能実習制度の現状

### ▶ 監理団体の数（令和4年7月4日現在）

監理団体の数は増加傾向にあり、令和4年7月4日現在で、一般監理事業の監理団体は1,788団体、特定監理事業の監理団体は、1,752団体、合計3,540団体が存在している。都道府県別監理団体数は、下記表のとおり。

都道府県	一般	特定	合計	割合	都道府県	一般	特定	合計	割合
北海道	45	56	101	2.85%	滋賀	19	12	31	0.88%
青森	16	14	30	0.85%	京都	12	19	31	0.88%
岩手	14	6	20	0.56%	大阪	96	160	256	7.23%
宮城	14	18	32	0.90%	兵庫	45	55	100	2.82%
秋田	12	5	17	0.48%	奈良	13	11	24	0.68%
山形	12	9	21	0.59%	和歌山	4	8	12	0.34%
福島	13	26	39	1.10%	鳥取	13	6	19	0.54%
茨城	66	83	149	4.21%	島根	8	5	13	0.37%
栃木	23	21	44	1.24%	岡山	52	50	102	2.88%
群馬	30	36	66	1.86%	広島	114	57	171	4.83%
埼玉	45	75	120	3.39%	山口	20	27	47	1.33%
千葉	58	93	151	4.27%	徳島	33	14	47	1.33%
東京	206	139	345	9.75%	香川	48	31	79	2.23%
神奈川	32	50	82	2.32%	愛媛	36	18	54	1.53%
新潟	18	9	27	0.76%	高知	14	12	26	0.73%
富山	33	21	54	1.53%	福岡	71	113	184	5.20%
石川	17	14	31	0.88%	佐賀	9	1	10	0.28%
福井	33	5	38	1.07%	長崎	14	26	40	1.13%
山梨	6	5	11	0.31%	熊本	32	23	55	1.55%
長野	27	33	60	1.69%	大分	11	25	36	1.02%
岐阜	92	37	129	3.64%	宮崎	9	6	15	0.42%
静岡	57	68	125	3.53%	鹿児島	10	25	35	0.99%
愛知	176	180	356	10.06%	沖縄	6	8	14	0.40%
三重	54	37	91	2.57%	合計	1,788	1,752	3,540	

## 1-1. 技能実習制度の現状

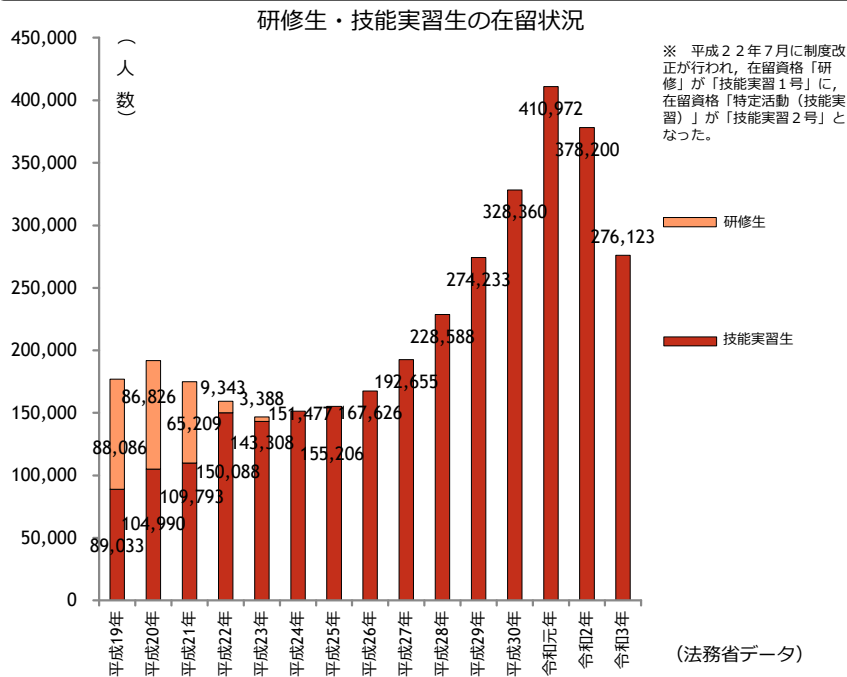
- ▶ 監理団体の組織形態は、事業協同組合・事業協同組合連合会、商工組合等、中小企業組合だけで、92.2%となっている。次いで、漁業協同組合、農業協同組合、商工会となっている。
- ▶ 前ページの都道府県別監理団体数を中小企業組合に限ってみると、同様の数・割合ではあるが、組合に限ってみた方が、愛知と東京の開きが大きくなっていることが分かる。

組織形態	団体数	割合
事業協同組合	3,246	91.7%
事業協同組合連合会	2	0.1%
商工組合	13	0.4%
商工会	40	1.1%
商工会議所	15	0.4%
農業協同組合	56	1.6%
漁業協同組合	72	2.0%
水産加工協同組合	3	0.1%
一般社団法人	15	0.4%
公益社団法人	28	0.8%
一般財団法人	4	0.1%
公益財団法人	27	0.8%
NPO法人	4	0.1%
職業訓練法人	13	0.4%
社会福祉法人	2	0.1%
合計	3,540	

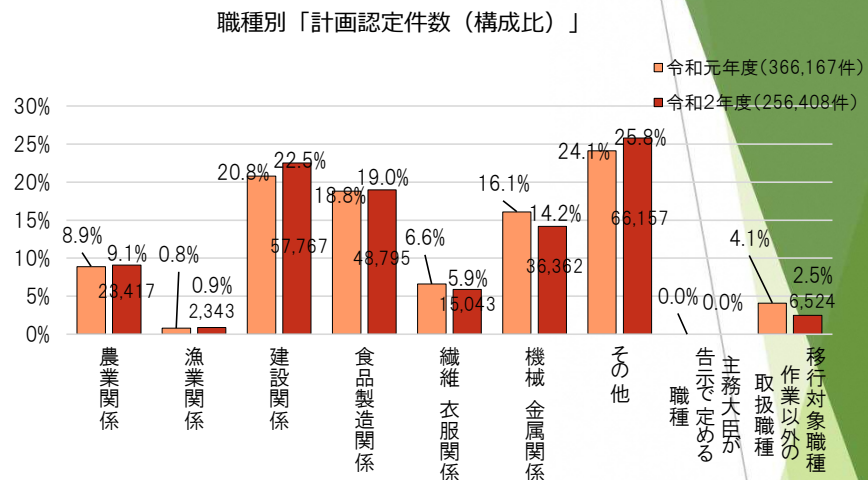
都道府県	組合数	割合	都道府県	組合数	割合
北海道	70	2.15%	滋賀	30	0.92%
青森	23	0.71%	京都	29	0.89%
岩手	17	0.52%	大阪	246	7.54%
宮城	30	0.92%	兵庫	91	2.79%
秋田	17	0.52%	奈良	23	0.71%
山形	19	0.58%	和歌山	12	0.37%
福島	36	1.10%	鳥取	16	0.49%
茨城	137	4.20%	島根	9	0.28%
栃木	42	1.29%	岡山	98	3.01%
群馬	60	1.84%	広島	167	5.12%
埼玉	115	3.53%	山口	46	1.41%
千葉	145	4.45%	徳島	44	1.35%
東京	306	9.38%	香川	78	2.39%
神奈川	77	2.36%	愛媛	50	1.53%
新潟	26	0.80%	高知	23	0.71%
富山	48	1.47%	福岡	178	5.46%
石川	30	0.92%	佐賀	10	0.31%
福井	31	0.95%	長崎	28	0.86%
山梨	11	0.34%	熊本	49	1.50%
長野	54	1.66%	大分	30	0.92%
岐阜	123	3.77%	宮崎	7	0.21%
静岡	112	3.43%	鹿児島	30	0.92%
愛知	342	10.49%	沖縄	10	0.31%
三重	86	2.64%	合計	3,261	

# 1-1. 技能実習制度の現状

1 令和3年末の技能実習生の数は、276,123人



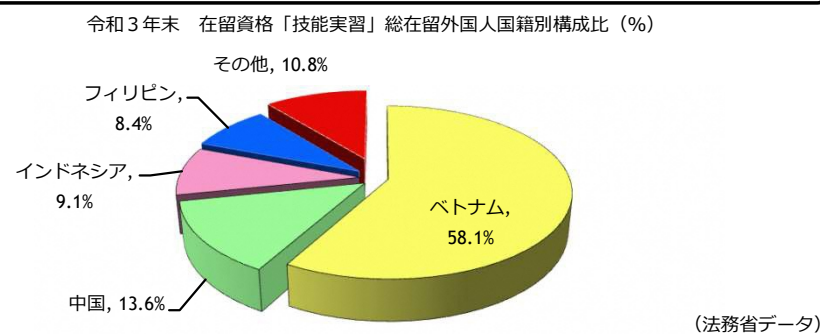
3 職種別では、①建設関係 ②食品製造関係 ③機械・金属関係が多い。



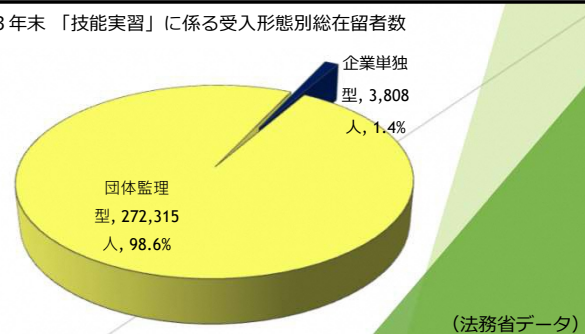
※「その他」には、家具製作、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、塗装、溶接、工業包装、紙器・段ボール箱製造、陶磁器工業製品製造、自動車整備、ビルクリーニング、介護、リネンサプライ、コンクリート製品製造、宿泊、RPF製造、鉄道施設保守整備、ゴム製品製造の職種が含まれる。  
 ※本件数は当該年度に技能実習計画の認定を受けた件数であり、未入国の者等を含むため、在留者数とは一致しない。

(令和2年度「外国人技能実習機構統計」)

2 受入人数の多い国は、①ベトナム ②中国 ③インドネシア



4 団体監理型の受入れが98.6%



# 1-1. 技能実習制度の現状

## 1 農業関係 (2職種6作業)

職種名	作業名
耕種農業●	施設園芸
	畑作・野菜
畜産農業●	果樹
	養豚
	養鶏
	酪農

## 2 漁業関係 (2職種10作業)

職種名	作業名
漁船漁業●	かつお一本釣りの漁業
	延縄漁業
	いか釣りの漁業
	まき網漁業
	ひき網漁業
	刺し網漁業
	定置網漁業
	かに・えびかご漁業
	棒受網漁業△
	ほたてがい・まがき養殖
養殖業●	

## 3 建設関係 (22職種33作業)

職種名	作業名
さく井	パーカッション式さく井工事 ロータリー式さく井工事
建築板金	ダクト板金 内外装板金
冷凍空調和機器施工	冷凍空調和機器施工
建具製作	木製建具手加工
建築大工	大工工事
型枠施工	型枠工事
鉄筋施工	鉄筋組立て
とび	とび
石材施工	石材加工 石張り
タイル張り かわらぶき	タイル張り かわらぶき
左官	左官
配管	建築配管 プラント配管
熱絶縁施工	保温保冷工事
内装仕上げ施工	プラスチック系床仕上げ工事 カーペット系床仕上げ工事 鋼製下地工事 ボード仕上げ工事 カーテン工事
サッシ施工	ビル用サッシ施工
防水施工	シーリング防水工事
コンクリート圧送施工	コンクリート圧送工事
ウェルポイント施工	ウェルポイント工事
表装	壁装
建設機械施工●	押土・整地 構込み 掘削 締固め
築炉	築炉

(注1) ●の職種：技能実習評価試験に係る職種  
(注2) △のない職種・作業は3号まで実習可能。

## 4 食品製造関係 (11職種18作業)

職種名	作業名
缶詰巻締●	缶詰巻締
食鳥処理加工業●	食鳥処理加工
加熱性水産加工 食品製造業●	節類製造 加熱乾製品製造 調味加工品製造 くん製品製造
非加熱性水産加工 食品製造業●	塩蔵品製造 乾製品製造 発酵食品製造 調理加工品製造 生食用加工品製造
水産練り製品製造	かまぼこ製品製造
牛豚食肉処理加工業●	牛豚部分肉製造
ハム・ソーセージ・ベーコン製造	ハム・ソーセージ・ベーコン製造
パン製造	パン製造
そう菜製造業●	そう菜加工
農産物漬物製造業●△	農産物漬物製造
医療・福祉施設給食製造●△	医療・福祉施設給食製造

## 5 繊維・衣服関係 (13職種22作業)

職種名	作業名
紡績運転●	前紡工程 精紡工程 巻糸工程 含ねん糸工程
織布運転●	準備工程 製織工程 仕上げ工程
染色	糸浸染 繊維・ニット浸染
ニット製品製造	靴下製造 丸編みニット製造
たて編ニット生地製造●	たて編ニット生地製造
婦人子供服製造	婦人子供既製服縫製
紳士服製造	紳士既製服縫製
下着類製造●	下着類製造
寝具製作	寝具製作
カーペット製造●△	織じゅうたん製造 タフテッドカーペット製造 ニードルパンチカーペット製造
帆布製品製造	帆布製品製造
布はく縫製	ワイシャツ製造
座席シート縫製●	自動車シート縫製

## 6 機械・金属関係 (15職種29作業)

職種名	作業名
鋳造	鑄鉄鋳物鋳造 非鉄金属鋳物鋳造
鍛造	ハンマ型鍛造 プレス型鍛造
ダイカスト	ホットチャンハダイカスト コールドチャンハダイカスト
機械加工	普通旋盤 フライス盤 数値制御旋盤 マシニングセンタ
金属プレス加工	金属プレス
鉄工	構造物鉄工
工場板金 めっき	機械板金 電気めっき 溶融亜鉛めっき

## 6 機械・金属関係 (続き)

(令和4年4月25日時点)

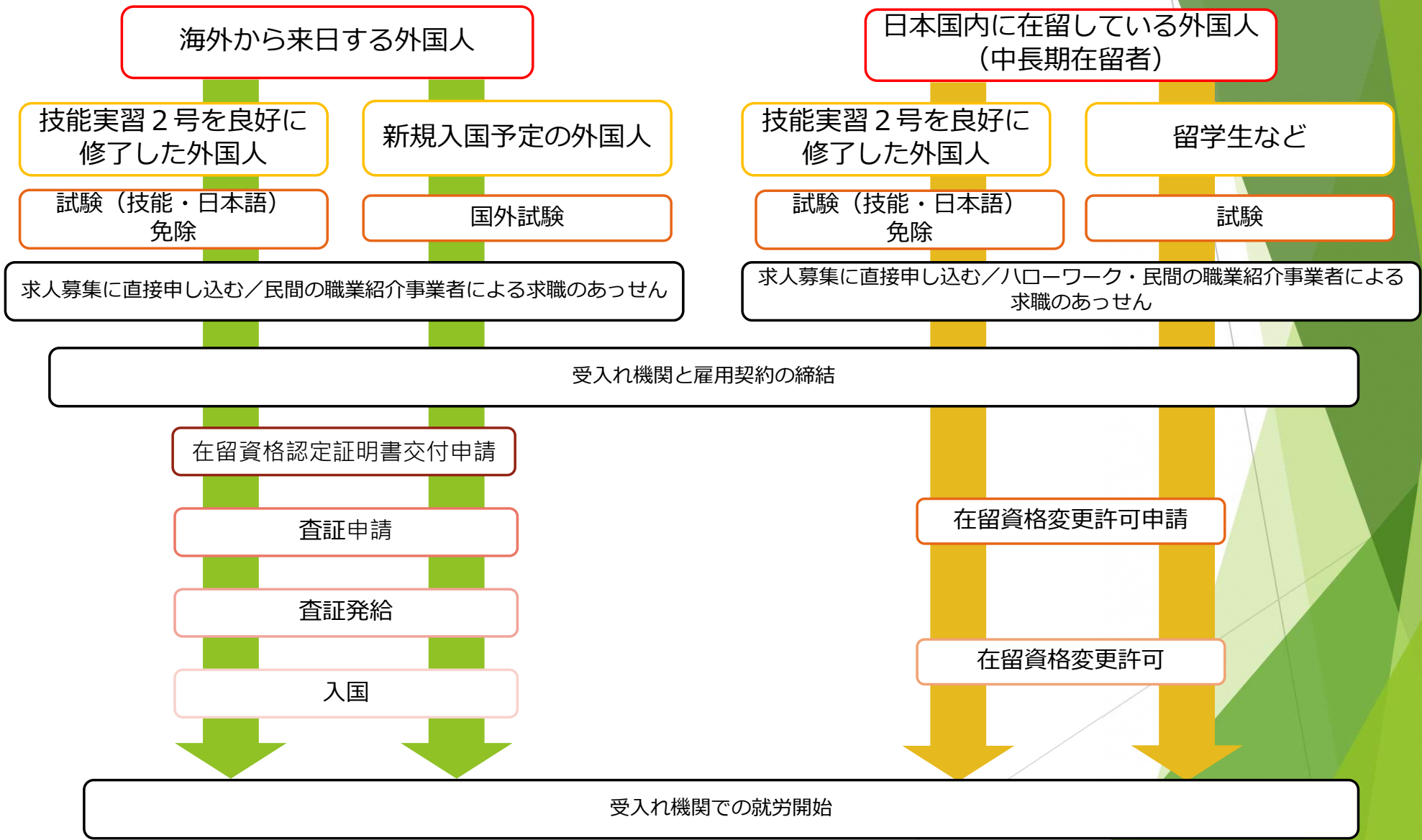
職種名	作業名
アルミニウム陽極酸化処理 仕上げ	陽極酸化処理 治工具仕上げ 金型仕上げ
機械検査	機械組立仕上げ 機械検査
機械保全	機械系保全
電子機器組立て	電子機器組立て
電気機器組立て	回転電機組立て 変圧器組立て 配電盤・制御盤組立て 開閉制御器具組立て 回転電機巻線製作
プリント配線板製造	プリント配線板設計 プリント配線板製造

## 7 その他 (20職種37作業)

職種名	作業名
家具製作	家具手加工
印刷	オフセット印刷 グラビア印刷●△
製本	製本
プラスチック成形	圧縮成形 射出成形 インフレーション成形 ブロー成形
強化プラスチック成形	手積み積層成形
塗装	建築塗装 金属塗装 鋼橋塗装 噴霧塗装
溶接●	手溶接 半自動溶接
工業包装	工業包装
紙器・段ボール箱製造	印刷箱打抜き 印刷箱製箱 貼箱製造 段ボール箱製造
陶磁器工業製品製造●	機械ろくろ成形 庄力鑄込み成形 ハッド印刷
自動車整備●	自動車整備
ビルクリーニング	ビルクリーニング
介護●	介護
リネンサプライ●△	リネンサプライ仕上げ
コンクリート製品製造●	コンクリート製品製造
宿泊●△	接客・衛生管理
RPF製造●	RPF製造
鉄道施設保守整備●	軌道保守整備
ゴム製品製造●△	成形加工 押出し加工 混練り圧延加工 複合積層加工
鉄道車両整備●	走行装置検修・解き装 空気装置検修・解き装
○ 社内検定型の職種・作業 (1職種3作業)	
職種名	作業名
空港グランドハンドリング●	航空機地上支援 航空貨物取扱 客室清掃△



# 特定技能制度の仕組み (出入国在留管理庁資料より)



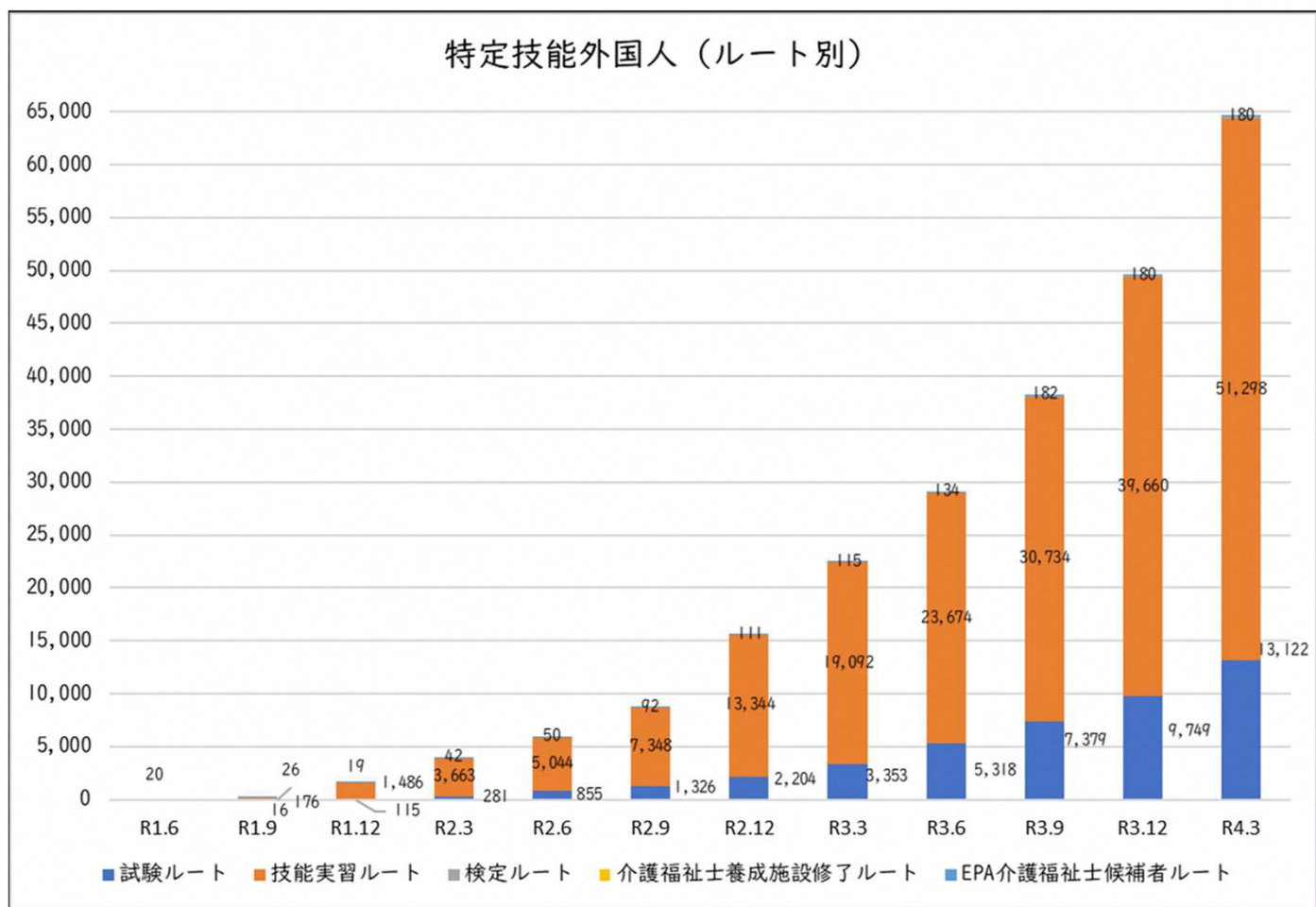
## 1-2. 特定技能制度の現状

▶ 令和4年3月末までの特定技能外国人の在留者数の推移は下記のとおり。

	R1.6	R1.9	R1.12	R2.3	R2.6	R2.9	R2.12	R3.3	R3.6	R3.9	R3.12	R4.3
介護分野	0	16	19	56	170	343	939	1,705	2,703	3,947	5,155	7,019
ビルクリーニング分野	0	0	13	27	84	112	184	281	362	487	650	839
素形材産業分野	11	42	193	437	537	712	1,235	1,669	1,975	2,496	3,066	3,928
産業機械製造業分野	6	43	198	428	561	774	1,248	1,937	2,432	3,180	4,365	6,021
電気・電子情報関連産業分野	0	3	38	184	268	378	725	994	1,322	1,715	2,371	3,258
建設分野	0	1	107	267	374	642	1,319	2,116	2,781	3,745	4,871	6,360
造船・船用工業分野	0	7	58	156	175	213	413	592	760	1,052	1,458	1,971
自動車整備分野	0	1	10	37	54	90	151	247	348	466	708	986
航空分野	0	0	0	0	2	12	13	16	22	35	36	49
宿泊分野	0	6	15	19	39	51	67	83	110	121	121	124
農業分野	2	31	292	686	930	1,306	2,387	3,359	4,008	5,040	6,232	8,153
漁業分野	0	0	21	42	55	110	220	314	354	478	549	718
飲食品製造業分野	1	49	557	1,402	2,094	3,167	5,764	8,104	10,450	13,826	18,099	22,992
外食業分野	0	20	100	246	607	859	998	1,150	1,517	1,749	1,985	2,312
総数	20	219	1,621	3,987	5,950	8,769	15,663	22,567	29,144	38,337	49,666	64,730

## 1-2. 特定技能制度の現状

- ▶ 特定技能外国人在留者の資格取得のルートは下記のとおり。



## 2 . 直 近 の 改 正 事 項

## 2-1. 技能実習制度の改正事項

### ▶ 令和4年4月1日付 技能実習制度運用要領の改正

#### ○ 入国後講習における安全衛生教育の実施

##### 《改正箇所抜粋》

座学により**技能実習生が従事する職種・作業に応じた安全衛生教育を必ず実施することが求められます**。職種・作業における特有の課題を説明することが重要であることから、例えば、技能実習生の労働災害の防止・健康確保の観点から、食品製造関係職種等の製造業の場合には取り扱う製造機械の安全な使用方法を、農業職種の場合には農業機械や農薬の安全な取扱いを、建設職種の場合には墜落・転落災害の防止対策や石綿暴露防止等の労働衛生対策について、技能実習生にわかりやすく説明することが求められます。

#### ○ 監理団体の変更届

##### 《改正箇所抜粋》

##### 【職種・作業を追加する場合】

- ・ 定款
- ・ 計画作成指導者の履歴書

特記事項欄

**作業のみ新たに追加する場合も届出が必要。**

→ 作業が追加した場合であっても、様式第17号及び参考様式第2-16号による届出が必要となった。

## 2-1. 技能実習制度の改正事項

### ▶ 入国後講習に係る特例措置の延長

コロナ感染症の感染拡大を受け、令和3年2月26日付で、入国後講習の特例措置が設けられた。

#### ① 「過去6か月以内」の要件の緩和

令和元年8月1日以降に入国前講習を受講していることが、入国後講習短縮（6分の1以上から12分の1以上）の要件に

#### ② 「12分の1以上」の特例

要件に該当している場合には、入国後講習時間を「12分の1以上」から、「24分の1以上」へと短縮することが可能に

#### ③ 入国後講習のオンライン実施

#### ④ 介護職種の入国後講習の時間数の免除

「2分の1」から「4分の3」を上限とした免除へ

上記は、令和3年7月31日までの措置が、令和4年7月31日へと延長されてきたが、②③については、引き続き特例が延長され、①④については、令和4年7月31日をもって特例が終了となっている。

これから技能実習計画の作成指導をする際には留意する必要がある。

## 2-1. 技能実習制度の改正事項

### ▶ 移行対象職種・作業の追加

既にパブリックコメントが終了しており、令和4年度以降に追加が予定されている職種・作業については、下記のとおり。

職種	作業	試験	試験実施者	追加目途
ボイラーメンテナンス	ボイラーメンテナンス作業	ボイラーメンテナンス技能実習評価試験	三浦工業株式会社	令和4年7月
木材加工	機械製材作業	木材加工技能実習評価試験	一般社団法人全国木材組合連合会	令和4年7月
アルミニウム圧延・押出製品製造	引抜加工作業	アルミニウム圧延・押出製品製造技能実習評価試験	一般社団法人日本アルミニウム協会	令和4年7月
	仕上げ作業			
金属熱処理業	全体熱処理作業	金属熱処理業技能実習評価試験	一般社団法人日本金属熱処理工業会	令和4年11月
	表面熱処理（浸炭・浸炭窒化・窒化）作業			
	部分熱処理（高周波熱処理・炎熱処理）作業			
クリーニング	リネンサプライ仕上げ	リネンサプライ技能実習評価試験	一般社団法人日本リネンサプライ協会	令和5年6月
	一般家庭用クリーニング	一般家庭用クリーニング技能実習評価試験	一般社団法人クリーンライフ協会	令和5年6月

## 2-1. 技能実習制度の改正事項

### ▶ 林業労働力の確保に関する基本方針の改正

農林水産省と厚生労働省が共管で策定している上記基本方針が下記のとおり改正される予定である。

#### 《本文抜粋》

#### (8) 外国人材の適正な受入れ

技術移転を通じた開発途上国への国際協力を目的とした技能実習制度に基づく技能実習生等の林業分野で働く外国人労働者は、他産業に比較して少ない状況にあるが、**現在、業界団体において、技能実習2号移行対象職種追加に向けた取組が行われている。**

技能実習生の受入れに当たっては、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護が図られるよう、技能実習生を受け入れる事業主（実習実施者）が外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成28年法律第89号）及び労働基準法（昭和22年法律第49号）等の関係法令を遵守するとともに、適正な雇用契約、就業環境整備を行うよう、外国人技能実習機構等の関係機関と連携して周知、指導を徹底する。

また、特定技能制度の活用については、雇用管理改善や事業の合理化による生産性の向上や国内人材の確保を引き続き強力に推進し、国内人材の処遇の改善状況や労働安全面の改善状況、受入れの要件となる関係法令の遵守等を踏まえて検討する。



## 2-2. 特定技能制度等の改正事項

### ▶ 経済産業省所管の製造3分野の受入れ上限数の変更

素形材産業・産業機械製造業・電気電子情報関連産業のうち、産業機械製造分野が受入れ見込み数である5,250人を令和4年2月時点で上回ってしまったため、3分野を統合し、合計した人数である31,450人を受入れ見込みとして、定め直した。

### ▶ コロナ感染症による帰国困難を理由とした在留資格特例の変更

在留期限が令和4年6月30日以降の元技能実習生の方々は、在留資格の更新が、次回以降認められないこととなった。

	令和4年 6月29日まで	令和4年 6月30日以降	令和4年 11月1日まで	令和4年 11月2日以降
特定活動	特定活動（4か月）	特定活動（4か月） ※ 今回限り	特定活動（4か月） ※ 今回限り	変更不可
短期滞在	短期滞在（90日）	短期滞在（90日） ※ 今回限り	短期滞在（90日） ※ 今回限り	変更不可

## 2 - 3 . その他改正事項

### ▶ 国外居住親族に係る扶養控除の見直し

#### 《現行》

年齢	適用対象者の判定
16歳以上	適用対象者

#### 《改正後》 令和5年1月1日改正

年齢	適用対象者の判定
16歳以上30歳未満	適用対象者
30歳以上70歳未満	非適用対象者 ただし、下記①～③のいずれかを満たす場合は対象 ① 留学により非居住者となった者 ② 障害者 ③ その居住者からその年における生活費又は教育費に充てるための支払いを38万円以上受けている者
70歳以上	適用対象者

## 2 - 3 . その他改正事項

### ▶ 資金移動業者への賃金支払い制度

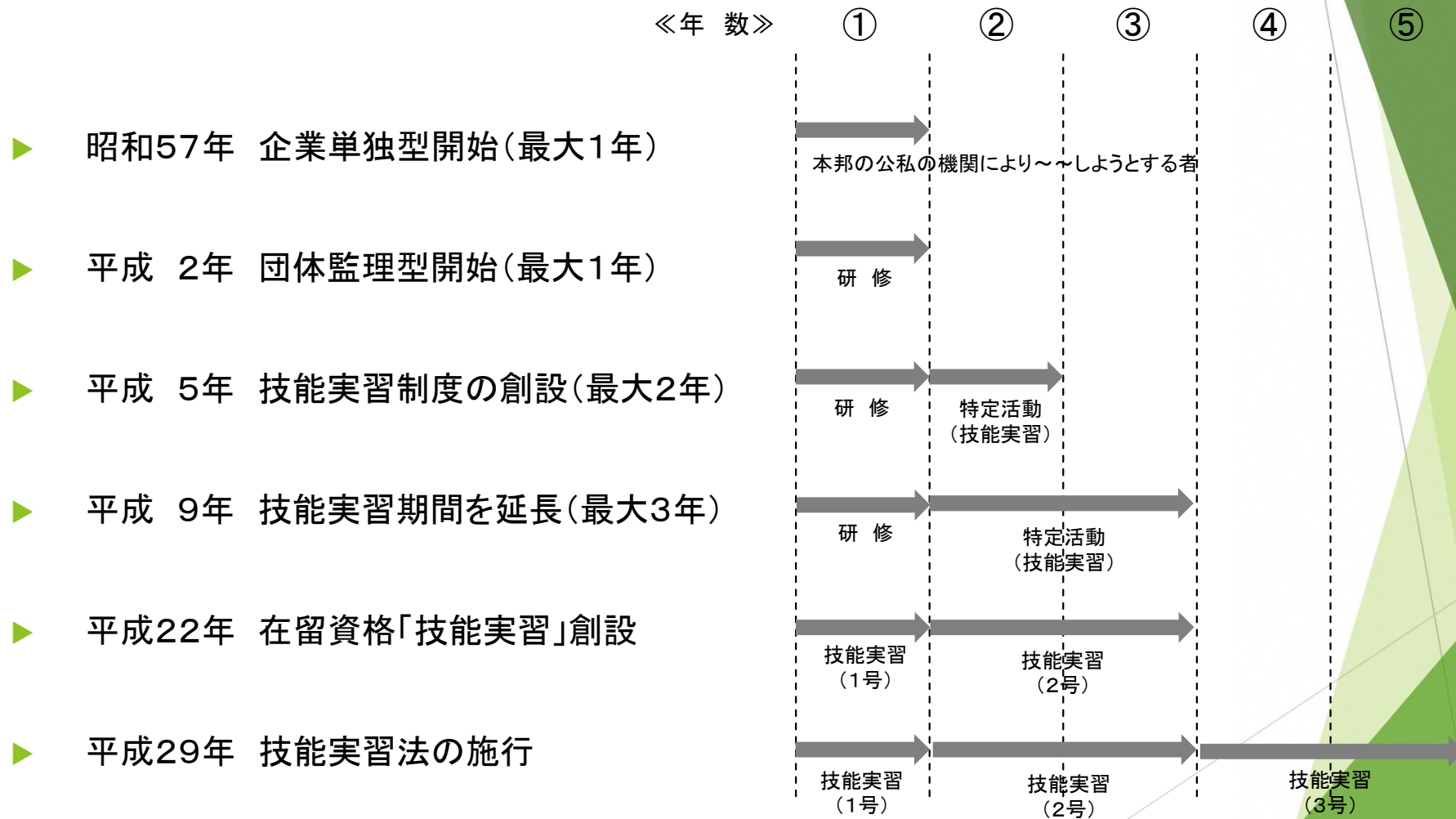
賃金支払いは、労働者への直接支払いが原則であるところ、労働組合もしくは、過半数代表者との協定により、銀行口座への振込としているところであるが、その賃金を銀行口座ではなく、資金移動業者へ支払うことを認めようとする制度が年度内にも創設される見込みである（ただし、運用はいつから年度内からかは不明である）。

そもそも、この資金移動業者への賃金支払い制度は、外国人労働者が、銀行口座の開設がなかなかできないといった問題点を解決するために、検討され始めたものだが、広く日本人も含む全労働者も活用できる制度として創設されようとしている。

資金移動業者の全てが、賃金支払いも可能な資金移動業者となるわけではなく、厚生労働省の認可を受けた資金移動業者だけが、賃金支払いも可能な資金移動業者となる。

### 3. 技能実習制度・特定技能制度を巡る動き

### 3-1. 技能実習制度の変遷



### 3-2. 技能実習制度・特定技能制度の見直し

#### ▶ 技能実習法(附則)より

(検討)

第2条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

#### ▶ 出入国難民法(附則)より

(検討)

第18条(略)

2 政府は、この法律の施行後二年を経過した場合において、新入管法別表第一の二の表の特定技能の在留資格に係る制度の在り方(地方公共団体の関与の在り方、同表の特定技能の項の下欄第一号又は第二号の技能を有するかどうかの判定の方法の在り方及び同表の技能実習の在留資格に係る制度との関係を含む。)について、関係地方公共団体、関係事業者、地域住民その他の関係者の意見を踏まえて検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

よって、今年、両制度が見直しにかけられることとなっている。

### 3-2. 技能実習制度・特定技能制度の見直し

- ▶ 令和4年1月14日の記者会見で、古川法務大臣(当時)から、「技能実習制度・特定技能制度に関する私的な勉強会を実施する」と発言があった。
- ▶ 公開されているものではなく、中身については不明だが、その勉強会に招聘されていると確認がとれている方は、
  - NPO法人移住者と連帯する全国ネットワーク(通称:移住連)
  - 田中 明彦氏(政策研究大学院大学 学長)であり、7月上旬でその勉強会は終了している。
- ▶ 本会及び、経団連、日本商工会議所、連合等は、上記勉強会には一切招聘されていない。

### 3 - 3 . 制度を巡る動き

▶ 日本弁護士連合会による「技能実習制度の廃止と特定技能制度の改革に関する意見書」の公表  
令和4年4月15日付で、日本弁護士連合会（以下：日弁連）は、上記意見書をホームページ上で公表し、  
同月25日付で内閣総理大臣、出入国在留管理庁長官等に提出をした。

#### 《意見書の要旨》

人権保障に適った外国人労働者受入れ制度を構築するため、国は、以下の施策を実施するべきである。

#### 1. 技能実習制度を直ちに廃止する。

#### 2. 特定技能制度を以下の条件を満たす制度に改革する。

- (1) 特定技能1号と2号を一本化して、特定技能制度により、現在は技能実習生として受け入れている技能レベルの非熟練分野の外国人労働者の受入れを開始し、在留期間更新を可能とする制度を導入して定住化を進める。
- (2) 特定技能で受け入れた当初から、家族帯同の可能性を認めた上で、永住審査の要件である就労資格をもった在留の期間に含める。
- (3) 転職の実効性を確保する。
- (4) ブローカーによる労働者からの中間搾取を禁止することを前提とする。

#### 3. 外国人労働者の権利保障のための施策と、外国人労働者及びその家族の定住化支援のために次のことを実施する。

- (1) 賃金等の労働条件における国籍や民族を理由とする差別の禁止を徹底する。
- (2) 労働者の権利の保障等のための相談、紛争解決の仕組みを充実させる。
- (3) 日本語教育を含む職業訓練や職業紹介制度を充実させる。
- (4) 医療、社会保障、妊娠、出産、育児、教育、生活習慣等に関する情報を外国人労働者及びその家族に提供する。



### 3 - 3 . 制度を巡る動き

#### ▶ 「外国人技能実習制度廃止全国キャラバン2022」によるデモ活動 等

##### 《実行委員会》

- ・ NPO法人移住者と連帯する全国ネットワーク
- ・ 外国人技能実習生権利ネットワーク(実行委員会事務局)
- ・ 外国人技能実習生問題弁護士連絡会
- ・ 全国労働安全衛生センター連絡会議
- ・ 中小労組政策ネットワーク
- ・ フォーラム平和・人権・環境(平和フォーラム)

## 4. 技能実習制度等の問題点

## 4-1. 本会が問題視している事項（技能実習制度）

### 《組合の設立関係》

- ▶ 監理団体の数が多すぎる。都道府県内で、大体の職種・作業は網羅できていると思われるが、それでも既存の監理団体に参加するのではなく、自らが新たに組合設立しようとしている。
- ▶ 監理団体の母体となる組合の新設にあたっては、最低限の4名だけで設立するケースが非常に多い。加えて、4名のうち1名しか外国人技能実習生の共同受入事業を活用しない。組合を設立したい会社の社長が知り合いを集めて、とりあえず要件を満たそうとしていることが見え見えである。
- ▶ 中央会以外の士業による組合設立が非常に多い。都道府県中央会が外国人技能実習生の共同受入事業を目的とする組合の設立を抑制しても、中央会でない方経由で組合が設立されてしまう。

#### 4-1. 本会が問題視している事項（技能実習制度）

##### 《監理団体の実習監理体制》

- ▶ 「会員サービス」を履き違え、実習監理をするという立場にも関わらず、実習監理をせず、手厚いサービス（例えば技能実習計画を「作成してあげている」等）だけが行われている。
- ▶ 士業等の書類作成の専門家に委託をする形で、監査に行かせている。
- ▶ 訪問指導を監査の頻度に合わせる形で、3月に1度行っている。
- ▶ 事業協同組合の場合、監理団体を通じて技能実習生の受入れができるのは、組合員に限られているにも関わらず、賛助会員のような、非組合員にも受入れをしている。

##### 《技能実習法施行規則》

第二十九条 法第二十五条第一項第一号（法第三十二条第二項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の主務省令で定める法人は、次のとおりとする。

（一及び二 略）

三 中小企業団体（中小企業団体の組織に関する法律（昭和三十二年法律第百八十五号）第三条第一項に規定する中小企業団体をいう。）（その実習監理を受ける団体監理型実習実施者が当該中小企業団体の組合員又は会員である場合に限る。）

（四以降 略）

##### 《中団法第三条第一項に規定する中小企業団体》

事業協同組合、事業協同小組合、火災共済協同組合、信用協同組合、協同組合連合会、企業組合、協業組合、商工組合、商工組合連合会

上記のうち組合員を会員と称するのは、協同組合連合会、商工組合連合会の2類型

## 4-1. 本会が問題視している事項（技能実習制度）

### 《労働関係法令等》

- ▶ 日常的に手荒な指導をしている業界では、技能実習生にも日本人への指導と同様の指導をしている場合があるが、それが結果としてパワハラ、いじめ、人権侵害となる。
- ▶ 割増賃金の算定基礎に含むべき手当を理解していない。もしくは、理解した上でわざと割増賃金の算定基礎に含まれないような手当として設定をしている。
  - ・ 割増賃金の算定基礎から除外できるものとしては、① 家族手当、② 通勤手当、③ 別居手当、④ 子女教育手当、⑤ 住宅手当、⑥ 臨時に支払われた賃金⑦ 1か月を超える期間ごとに支払われる手当であるが、例えば、技能実習2号（3年目）の技能実習生に対して、指導役となるということで、「リーダー手当」をつける場合に、これは割増賃金の算定基礎となるはずだが、「家族手当」にして、割賃の算定基礎の対象から外そうとしている場合などがあげられる。
  - ・ 上記のように、割賃の算定基礎から外したいがために、実態の伴っていない手当として支払うのは悪質なケースである。

#### 4-2. 本会が問題視している事項（特定技能制度）

- ▶ 技能実習修了間近の技能実習生に対して、高額な給与を餌に、都市部へ集団的に特定技能として引き抜く悪質な登録支援機関・ブローカー等がいる。
- ▶ 技能実習制度の移行対象職種（移行対象職種の作業）から、特定技能へと試験パスで移行できない職種がある。
- ▶ 建設業の場合には、他省庁と手続きが異なること、国交省の外郭団体への会費が高額であり特定技能で参入するには、事業者の負担が大きい。
- ▶ 経済産業省所管の協議会への加入要件が厳しい。
- ▶ 分野ごとに窓口が異なるため、問合せ先等が分かりづらい。技能実習制度におけるO T I Tのような、分野・省庁横断的な組織が必要。